

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年5月28日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700326 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800007 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 7 年 3 月 31 日から同年 7 月 11 日に訂正し、同年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 7 年 3 月 31 日から同年 7 月 11 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 6 年 11 月 1 日から平成 7 年 2 月 16 日まで  
② 平成 7 年 3 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 6 年 11 月 1 日から平成 7 年 7 月 31 日までの期間において、A 社に月曜日から土曜日まで、午前 9 時から午後 5 時まで勤務していた。

給与明細で保険料は控除されていたと記憶しているので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求期間②のうち、平成 7 年 3 月 31 日から同年 7 月 10 日までの期間について、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

一方、オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下、「全喪日」という。）は、平成 7 年 3 月 31 日と記録されているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成 7 年 3 月 31 日）の入力処理は、全喪日より後の平成 7 年 7 月 11 日に遡って行われていることが確認できる。

また、前述の入力処理日（平成 7 年 7 月 11 日）において、A 社に係る厚生年金保険被保険者のうち、6 名について同日付けで遡及して資格喪失日（平成 7 年 3 月 31 日）の入力処理が行われている上、同社に係る雇用保険被保険者記録では同日以降に請求者を含む 4 名の記録が確認できる。

さらに、A 社に係る適用事業所全喪届（処理票）に記載された全喪の事由及び不納欠損整理簿によると、同社は、当該全喪届が受け付けられた平成 7 年 4 月 20 日時点において、厚生年金保険料を滞納していたことが推認できる。

加えて、A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は請求期間②において法人の事業所であったことが確認できることから判断すると、同社は全喪日以降においても、事業を継続しており、当該期間については、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について平成7年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の入力処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、社会保険事務所(当時)が当該喪失処理を行った平成7年7月11日とすることが妥当である。

また、平成7年3月から同年6月までの標準報酬月額については、A社に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

2 請求期間①及び請求期間②のうち、平成7年7月11日から同年8月1日までの期間については、請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、請求期間①について、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成6年11月1日より後に、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる者は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と雇用保険被保険者資格の取得日が相違していることから、同社では必ずしも勤務実態どおりに厚生年金保険被保険者資格を取得させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、請求者は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A社及び後継事業所の代表取締役等は所在不明のため、請求者の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①及び請求期間②のうち、平成7年7月11日から同年8月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び請求期間②のうち、平成7年7月11日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700361 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800004 号

## 第 1 結論

昭和 48 年 3 月 1 日から昭和 57 年 6 月 21 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から昭和 57 年 6 月 21 日まで

昭和 48 年 1 月に結婚し、義父の勧めもあり、同年 3 月に婚姻届を出したときに国民年金に加入しました。当初は A 市 B 区、その後、同市 C 区、さらに、同市 D 区へ住所変更をしました。区役所で納付した記憶があります。平成 20 年 1 月 18 日に夫の国民年金の納付について、ねんきん特別便が送付され、その後、夫の国民年金は、未納期間とされていた昭和 56 年 2 月 16 日から昭和 57 年 6 月 21 日までの納付を認められましたが、夫と同時に納付した記憶もあり、間違いなく納付しているため納得ができません。家族すべて国民年金、厚生年金はきちんと納付しておりますので、納付した期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、婚姻届を出した昭和 48 年 3 月に B 区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者及び請求者の夫は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間当時に請求者が居住していたとする A 市 B 区、同市 C 区及び同市 D 区は、請求者の当該期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続をしたとする A 市 B 区から複数回住所を変更しており、請求期間に係る国民年金保険料の納付主体、納付時期及び納付場所が異なる中、請求者が納付したとする金融機関及び複数の行政機関が収納事務を継続して誤ったとは考え難い。

このほか、請求者及び請求者の夫が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700388 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800008 号

## 第 1 結論

昭和 46 年 11 月 1 日から昭和 48 年 7 月 1 日までについて、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和 48 年 11 月 1 日から昭和 53 年 4 月 1 日までについて、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和 60 年 10 月 1 日から同年 12 月 20 日までについて、請求者の C 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から昭和 48 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 11 月 1 日から昭和 53 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 10 月 1 日から同年 12 月 20 日まで

請求期間①については、A 社に役員として勤務し、一般社員 (従業員) と同様の業務につき、昭和 46 年 11 月から昭和 47 年 6 月までの期間においては 10 万 4,000 円、昭和 47 年 7 月から昭和 48 年 6 月までの期間においては 13 万 4,000 円の給与を受けていました。

請求期間②については、B 社に常務取締役として勤務し、昭和 48 年 11 月から昭和 51 年 7 月までの期間においては 20 万円、昭和 51 年 8 月から昭和 53 年 3 月までの期間においては 26 万円の給与を受けていました。

請求期間③については、自身が代表取締役を務めていた C 社に勤務し、昭和 60 年 10 月及び同年 11 月においては 47 万円の給与を受けていました。

請求期間①、②及び③に係る標準報酬月額が当時の給与の金額より低いので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録及び請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額は、同社に係る請求者の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額と一致している。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の解散時の代表取締役も、請求期間①当時の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る標準報酬月額に係る届出、厚生年金保険料の控除等については不明と回答している。

2 請求期間②について、オンライン記録及び請求者の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額は、同社に係る請求者の「健康保険厚生年金保険被保険

者報酬月額算定基礎届標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額と一致している。

また、B社は、請求期間②当時の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る標準報酬月額に係る届出、厚生年金保険料の控除等については不明と回答している。

- 3 請求期間③について、C社に係る商業登記簿謄本により、請求者が同社の代表取締役であったことが確認できるところ、請求者は、同社の資料は全部処分したため、残っていないと陳述していることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額に係る届出、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、請求者のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は一致しており、不自然な訂正等の形跡はない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。